

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障がい者保健福祉課）	1
○北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障がい者保健福祉課）	1
○森林法施行細則.....（森林計画課）	2
○北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則.....（道路課）	10
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則.....（人事課）	14

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（人事課）	14
--------------------------------	----

告 示

○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	14
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	15
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	15
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	15
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	15

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）.....	15
----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	16
------------------------	----

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表.....	17
------------------------	----

規 則

北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号

北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第106号）第11条第1項に規定する従たる事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置する場合においては、同項に規定する主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第9号

北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第107号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）及び条例において使用する用語の例による。

（耐火建築物等とすることを要しない建物の要件）

第3条 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- （1）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- （2）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- （3）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(居室の床面積の基準)

第4条 条例第10条第2項第1号イの規則で定める基準は、居室の利用者1人当たりの床面積が、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上であることとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

森林法施行細則をここに公布する。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第10号

森林法施行細則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 林地開発許可（第2条－第12条）

第3章 意見聴取の手続（第13条・第14条）

第4章 北海道森林審議会（第15条－第23条）

第5章 雑則（第24条－第26条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の施行については、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 林地開発許可

(開発許可申請書の添付書類)

第2条 省令第2条に規定する位置図及び区域図は、次に掲げるとおりとする。

(1) 位置図 縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 区域図 次に掲げる事項を明示した縮尺5,000分の1以上の図面

ア 法第10条の2第1項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）に係る森林の土地の区域

イ アに掲げる区域に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業（以下「事業」という。）に密接に関連するものの区域

ウ ア及びイに掲げる区域（以下「開発対象区域」という。）を明示するために必要な市町村の境界及び市町村の区域内の町又は字の境界

エ 開発対象区域に係る土地の地番及び形状

2 省令第2条第1号に規定する計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業又は施設の名称

(2) 開発対象区域の面積

(3) 開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量

(4) 開発行為に関し一時的に利用する土地の利用後における措置の方法

(5) 残置し、又は造成する森林又は緑地の地番及び面積並びに維持管理の方法

(6) 造成する森林又は緑地に植栽する樹木等の種類及び本数

(7) 事業の全体計画及び施行工程

(8) 事業に必要な資金の額及びその調達方法

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前項の計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 現況図（開発対象区域の地形及び林況（人工林、天然林又は無立木地の別、立木の樹種、林齢その他の林地の状況をいう。）並びにその周辺の人家及び公共施設の位置を示す図面をいう。）

(2) 流域現況図（流域の地形、土地利用の状況及び河川の状況を示す図面をいう。）

(3) 土地利用計画図（切土、盛土、捨土その他開発行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面をいう。）

(4) 法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質及び施行前の地盤面並びに法面保護の方法を示す図面をいう。）

(5) 防災施設（擁壁、堰堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池その他災害防止のための施設をいう。以下同じ。）の構造を示す設計図並びにその設計根拠を示す図面及び計算書

(6) 開発行為に係る建築物等の概要図

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(開発行為の計画変更)

第3条 開発行為の許可（以下「開発許可」という。）を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、開発行為の計画に係る次に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第1号様式の林地開発変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 開発行為の目的

(2) 開発行為に係る森林の土地の区域（新たに1ヘクタール以上増加する場合に限る。）

(3) 防災施設の位置又は構造

(4) 残置する森林の位置又は幅

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、省令第2条及び前条第3項に規定する書類（変更に係るものに限

る。)を添付しなければならない。

第4条 開発事業者は、開発行為の計画に係る前条第1項各号に掲げるもの以外の変更をしようとするときは、別記第2号様式の林地開発変更届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、前条第2項の規定を準用する。

(着手の届出)

第5条 開発事業者は、当該開発許可に係る工事（以下「開発工事」という。）に着手したときは、遅滞なく、別記第3号様式の林地開発行為着手届出書を知事に提出しなければならない。

(防災施設工事完了の届出)

第6条 開発事業者は、開発工事（当該開発許可を受けた区域を工区に分けたときは、その工区ごとの工事）のうち、知事が災害の防止のため必要があると認めるときは、防災施設に係る工事を、その他の工事に先行して行わなければならない。

2 前項の規定による防災施設に係る工事を完了したときは、遅滞なく、別記第4号様式の林地開発行為防災施設工事完了（工区完了）届出書を知事に提出しなければならない。

(開発行為の一時中止等の届出)

第7条 開発事業者は、開発工事を一時中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第5号様式の林地開発行為一時中止（廃止）届出書を知事に提出しなければならない。

2 開発事業者は、開発工事を一時中止し、又は廃止しようとするときは、災害の防止のための必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該措置が完了したときは、遅滞なく、別記第6号様式の林地開発行為一時中止（廃止）災害防止措置完了届出書を知事に提出しなければならない。

3 開発事業者は、一時中止した開発工事を再開しようとするときは、遅滞なく、別記第7号様式の林地開発行為再開届出書を知事に提出しなければならない。

(開発行為の施行状況の報告)

第8条 開発事業者は、毎年11月30日現在の開発工事の施行状況について、別記第8号様式の林地開発行為施行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(完了の届出)

第9条 開発事業者は、開発工事（当該開発許可を受けた区域を工区に分けたときは、その工区ごとの工事）が完了したときは、遅滞なく、別記第9号様式の林地開発行為完了（工区完了）届出書を知事に提出しなければならない。

(災害発生の届出)

第10条 開発事業者は、開発工事の期間中に、開発対象区域内において災害が発生したときは、その拡大を防止するための必要な措置を講じるとともに、直ちに、別記第10号様式の林地開発行為災害発生届出書を知事に提出しなければならない。

(開発行為の承継の届出)

第11条 開発事業者から、譲渡若しくは相続又は法人の合併若しくは分割その他の理由により、当該開発許可に係る地位を承継した者は、遅滞なく、別記第11号様式の林地開発行為承継届出書を知事に提出しなければならない。

(復旧の措置の届出)

第12条 法第10条の3の規定により復旧に必要な行為を命じられた者は、当該命令に係る措置に着手し、又は完了したときは、遅滞なく、別記第12号様式の林地開発行為復旧着手（完了）届出書を知事に提出しなければならない。

第3章 意見聴取の手続

(保安林の指定等に関する意見の聴取)

第13条 法第32条第2項（法第33条の3において準用する場合を含む。）又は法第39条の4第3項の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2 意見聴取会においては、議長は、法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出をした者又は法第39条の4第3項に規定する異議の申立てをした者（以下この条において「意見書提出者等」という。）に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

3 意見書提出者等は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許すことができる。

5 意見書提出者等及び発言を許可された者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

6 意見書提出者等及び発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

7 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

(土地の使用権設定に関する意見の聴取)

第14条 法第50条第2項の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の意見聴取会について準用する。この場合において、これらの規定中「意見書提出者等」とあるのは、「当事者」と読み替えるものとする。

第4章 北海道森林審議会

(会議の招集)

第15条 法第68条第1項の規定により設置された北海道森林審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、会議を招集しなければならない。

(1) 委員3分の1以上から書面で会議に付すべき事項を示し会議招集の要求があったとき。

(2) 知事又は北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）別表第1の1の項の右欄に掲げる市町の長が法令に基づき諮問したとき。

（会議の通知）

第16条 会長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、緊急やむを得ない場合を除き、会議開催の日前5日までに委員に到達するようにしなければならない。

（会議の主宰）

第17条 会議は、会長が議長となり議事を主宰する。

（会議の成立）

第18条 会議は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第19条 会長は、会議の審議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（議決の方法）

第20条 議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（議事録）

第21条 会長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び議長が指名する2人の委員が署名押印するものとする。

（部会）

第22条 審議会に部会を置く。

2 部会は、審議会から付託された事項及び審議会から指定された事項について審議するものとする。

3 第15条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（会長への委任）

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

（身分証明書の様式）

第24条 法第188条第4項に規定する身分を示す証明書（同条第2項の規定により知事が委任した者に係るものに限る。）は、別記第13号様式によるものとする。

（書類の経由及び提出部数）

第25条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、その書類に係る森林又は土地の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。

2 前項の書類（開発行為に係る許可申請書に限る。）の提出部数は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	部数
1 開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール未満の許可申請（次項に掲げるものを除く。）	2部 （開発対象区域が2以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村数に1を加えた部数）
2 開発行為に係る森林の土地の面積が10ヘクタール以上20ヘクタール未満の許可申請であって、次に掲げるもの (1) ゴルフ場の造成 (2) 別荘地の造成 (3) スキー場の造成 (4) 宿泊施設又はレジャー施設の設置	3部 （開発対象区域が2以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村数に2を加えた部数）
3 開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール以上の許可申請	3部 （開発対象区域が2以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村数に2を加えた部数）

（知事への委任）

第26条 この規則（前章を除く。）の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （北海道森林審議会議事規則及び北海道林地開発許可に関する規則の廃止）
- 2 北海道森林審議会議事規則（昭和28年北海道規則第53号）及び北海道林地開発許可に関する規則（平成12年北海道規則第48号。次項において「旧開発許可規則」という。）は、廃止する。
- （経過措置）
- 3 前項の規定の施行前に旧開発許可規則の規定によりされた書類の提出は、この規則の規定によりされた書類の提出とみなす。
- （北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

4 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2北海道林地開発許可に関する規則（平成12年北海道規則第48号）の項を削り、同表に次のように加える。

森林法施行細則（平成25年北海道規則第10号）	第5条及び第7条第3項
-------------------------	-------------

（北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

5 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「北海道林地開発許可に関する規則（平成12年北海道規則第48号）」を「森林法施行細則（平成25年北海道規則第10号）」に改める。

別記第1号様式（第3条関係）

林地開発変更許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

申請者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令			
変更後の開発行為に係る 森 林 の 所 在 場 所				
開 発 行 為 の 目 的	当 初		変更後	
変更後の開発行為に係る 森 林 の 土 地 の 面 積	当 初		変更後	
変 更 の 理 由				
変 更 の 内 容	項 目	現 行	変 更 後	備 考

完了予定年月日	当初	年 月 日	変更	年 月 日

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数点以下第4位まで記載してください。
- 3 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第2号様式（第4条関係）

林地開発変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり内容を変更するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為の目的	
変更の内容	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第3号様式（第5条関係）

林地開発行為着手届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり着手したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号		年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為の目的		
開発行為着手年月日		年 月 日
工事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	
現場 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第4号様式（第6条関係）

林地開発行為防災施設工事完了（工区完了）届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり防災施設の工事を完了（工区完了）したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為の目的	
完了（工区完了）年月日	年 月 日
完了（工区完了）内 容	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 完了（工区完了）内容には、完了（工区完了）した防災施設の延長・規模等を記載してください。
- 3 出来高図及び完成写真を添付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第5号様式（第7条関係）

林地開発行為一時中止（廃止）届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり一時中止（廃止）するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の所在場所	

開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の一時中止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃 止 年 月 日	年 月 日
一時中止（廃止）の理由	
一時中止（廃止）に 当たっての措置	

注意事項

- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 次の書類を添付してください。
 - 当該開発対象区域の現況を撮影した写真
 - 当該土地の防災及び維持管理に関する計画書
 - 開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す書類
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第6号様式（第7条関係）

林地開発行為一時中止（廃止）災害防止措置完了届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名（法人にあっては、名
称及び代表者の氏名） 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり一時中止（廃止）に当たっての災害防止の措置を完了したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	

完 了 年 月 日	年 月 日
完了した措置の内容	

注意事項

- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 完了した措置の内容には、完了した施設の延長・規模等を記載してください。
- 出来高図及び完成写真を添付してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第7号様式（第7条関係）

林地開発行為再開届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名（法人にあっては、名
称及び代表者の氏名） 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり再開するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の再開年月日	年 月 日
再開後の完了予定年月日	年 月 日

注意事項

- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 工程表を添付してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第8号様式（第8条関係）

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

報告者氏名（法人にあっては、名
称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、 年11月30
日現在の施行状況を次のとおり報告します。

許可年月日及び指令番号		年 月 日 第 号指令				
開発行為に係る森林の 所 在 場 所						
開 発 行 為 の 目 的						
開 発 行 為 の 期 間		着 手 年 月 日 完 了 年 月 日				
工事の種別	計画量	単 位	施 行 済	単 位	進捗率(%)	摘 要

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 出来高図及び写真を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第9号様式（第9条関係）

林地開発行為完了（工区完了）届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名（法人にあっては、名
称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり完了
（工区完了）したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日	第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所		
開 発 行 為 の 目 的		
完了（工区完了）年月日	年 月 日	
完了（工区完了）の内容	1 工区完了工事 第 工区 供用開始 年 月 日 2 全体完了工事	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 出来高図及び写真を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第10号様式（第10条関係）

林地開発行為災害発生届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名（法人にあっては、名
称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為に係る開発対象区域内で災
害が発生したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時 分頃
災害の種類及び規模	
災 害 の 応 急 措 置	
復 旧 計 画	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 災害状況は、図面及び写真で明示してください。
- 3 復旧計画に必要な計画書及び図面を添付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A 4としてください。

別記第11号様式（第11条関係）

林地開発行為承継届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

承継者氏名（法人にあっては、名
称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の2第1項の許可を受けた者の地位を次のとおり承継したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
被 承 継 人 住 所 氏 名	

承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 譲渡、相続、合併又は分割等があったことを証する書類を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A 4としてください。

別記第12号様式（第12条関係）

林地開発行為復旧着手（完了）届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

行為者氏名（法人にあっては、名
称及び代表者の氏名） ㊞

森林法第10条の3の規定により命じられた復旧に必要な措置について、次のとおり着手（完了）したので届け出ます。

復旧着手（完了）年月日	年 月 日
復旧行為に係る森林の 所 在 場 所	
復 旧 の 内 容	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 完了の場合においては、出来高図及び完了写真を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A 4としてください。

別記第13号様式（第24条関係）

（表）

		交付第 号
		交付年月日
身分証明書		
		写真
住 所		
氏 名		
所 属		
上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入って測量又は実地調査ができる者であることを証する。		
事 業 名		
有効期間 自	年	月 日
至	年	月 日
北海道知事		印

※ 記載上の留意事項

事業名…委任した事業名を記載すること。

（裏）

森林法抜粋 （立入調査等）
第188条 （略）
2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。
3 （略）
4 前2項の規定により他人の土地の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を

受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第11号

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年北海道条例第110号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、道路法（昭和27年法律第180号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）、車道及び側道の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）及び条例において使用する用語の例による。

（車線により構成されない車道の部分）

第3条 条例第5条第1項の規則で定める部分は、次のとおりとする。

- 1) 交差点
- 2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

（車道及び側道の舗装の構造の基準）

第4条 条例第27条第2項の規則で定める基準は、次条から第7条までに定めるところによるものとし、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、これらの規定に定めるところによるほか、第8条に定めるところによる。

（疲労破壊輪数）

第5条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量（単位1日につき台）	疲労破壊輪数（単位10年につき回）
3,000以上	35,000,000
1,000以上3,000未満	7,000,000
250以上1,000未満	1,000,000

100以上250未満	150,000
100未満	30,000

2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第6条 塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	舗装計画交通量（単位1日につき台）	塑性変形輪数（単位1ミリメートルにつき回）
第3種第2級及び第4種第1級	3,000以上	3,000
	3,000未満	1,500
その他		500

2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第7条 平たん性は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

第8条 浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	浸透水量（単位15秒につきミリリットル）
第3種第2級及び第4種第1級	1,000
その他	300

2 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

(交通安全施設)

第9条 条例第35条の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 駒止
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
(自動車駐車場等に類する施設)

第10条 条例第38条の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) チェーン着脱場
- (2) 休憩施設
- (3) 緊急避難所
(防雪施設)

第11条 条例第39条第1項の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 吹きだまり防止施設
- (2) 雪崩防止施設
(橋、高架の道路等)

第12条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下この条において「橋等」という。）の構造（道路法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

(道路標識の寸法)

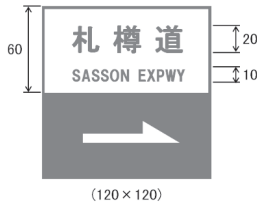
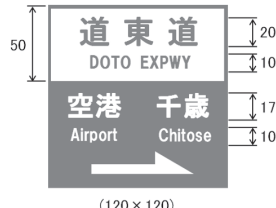
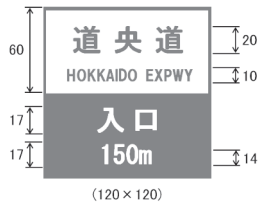
第13条 条例第47条の規則で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

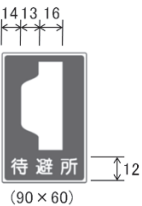
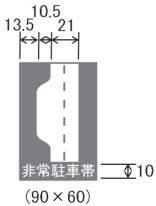
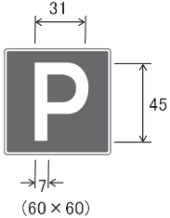
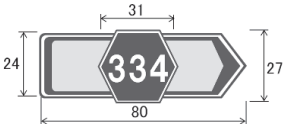
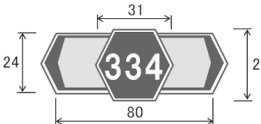
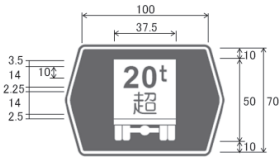
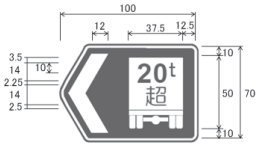
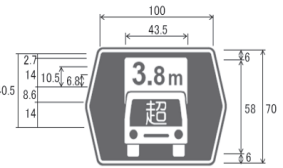
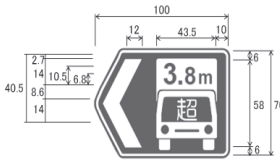
附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

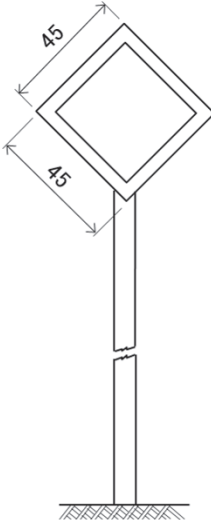
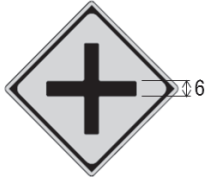
案内標識

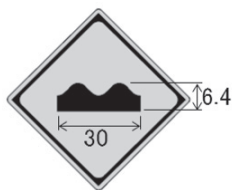
入口の方向 (103-A)	入口の方向 (103-B)	入口の予告 (104)
 (120×120)	 (120×120)	 (120×120)
非常電話	待避所	非常駐車帯

(116の2)	(116の3)	(116の4)			
					
駐車場 (117-A)	登坂車線 (117の2-A)	都道府県道番号 (118の2-A)			
					
都道府県道番号 (118の2-B)	都道府県道番号 (118の2-C)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)			
					
総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)			
					
道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)			

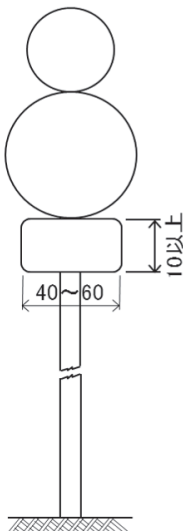
		
まわり道 (120-A)		
		

警戒標識

本標識板の規格	+ 形道路交差点あり (201-A)	右 (又は左) 方屈曲あり (202)
		
	信号機あり (208の2)	落石のおそれあり (209の2)
		

路面凹凸あり (209の3)	合流交通あり (210)	車線数減少 (211)
		
幅員減少 (212)	二方向交通 (212の2)	
		

補助標識

補助標識板の規格	注意事項 (510)
	

備考

1 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。

イ 道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号（118の2－A）」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4－A・B）」及び「まわり道（120－A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法（イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

エ 道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号（118の2－B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

オ 道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119－C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114－B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4－A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位センチメートル）
------------------	-------------------

40、50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点（114－B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

キ 緑、緑線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

（ア）案内標識

緑は、道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120－B）」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号（118の2－A）」、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4－A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号（118の2－B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、緑線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

（イ）警戒標識

緑及び緑線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

（1）図示の寸法を基準とする。

（2）補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第12号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

総合政策部の項2の事項(1)中「第252条の7第3項」の次に「、第252条の7の2第3項」を加え、「及び第252条の6」を「、第252条の6、第252条の6の2第2項及び第5項並びに第252条の7の2第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

北海道訓令第1号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4の総合振興局等の本庁総合政策部の分掌事項第4項第3号中「組織団体数」を「構成団体数」に改め、同項第4号中「第286条第2項」の次に「及び第286条の2第2項」を加え、同項第5号中「第288条」を「第286条の2第4項及び第288条」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

告

示

北海道告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（厳島南地区（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成25年3月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

北海道告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（浜中東部地区草地整備〔担い手中核型〕（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道釧路総合振興局に備え置いて、平成25年3月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第132号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|-----------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 水源の涵養 ^{かん} |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------------|----------------------|
| 1 | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| 3 | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
標茶常盤町（I－9－87－2808）
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
川上郡標茶町川上（次の図のとおり）
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第9号

次のとおり、随意契約の相手方を決定した。

平成25年3月1日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道公立学校校務支援システム運用保守業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1－2
- 随意契約に係る契約金額

67,320,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁総務政策局教育政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育委員会教育長告示第10号 次のとおり、随意契約の相手方を決定した。 平成25年3月1日 北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道公立学校校務支援システムヘルプデスク業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月30日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HARP (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 4 随意契約に係る契約金額 17,999,100円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁総務政策局教育政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育委員会教育長告示第11号 次のとおり、随意契約の相手方を決定した。 平成25年3月1日	北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道公立学校校務支援システム機能改善業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成24年7月27日 3 随意契約の相手方の氏及び住所 (1) 氏 名 株式会社エイチ・アイ・ディ (2) 住 所 札幌市中央区北1条西8丁目2番地 4 随意契約に係る契約金額 95,277,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁総務政策局教育政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 <tr><td colspan="2"> 道 教 育 庁 教 育 局 告 示 </td></tr> <tr><td colspan="2"> 北海道教育庁上川教育局告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成25年3月1日 北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ（ノートブック型） 124台 (2) 落札を決定した日 平成25年1月31日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス イ 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号 (4) 落札金額 11,327,400 円 (5) 契約の相手方を決定した手続 </td></tr>	道 教 育 庁 教 育 局 告 示		北海道教育庁上川教育局告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成25年3月1日 北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ（ノートブック型） 124台 (2) 落札を決定した日 平成25年1月31日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス イ 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号 (4) 落札金額 11,327,400 円 (5) 契約の相手方を決定した手続	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示					
北海道教育庁上川教育局告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成25年3月1日 北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ（ノートブック型） 124台 (2) 落札を決定した日 平成25年1月31日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス イ 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号 (4) 落札金額 11,327,400 円 (5) 契約の相手方を決定した手続					

一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成24年12月21日付け北海道教育庁上川教育局告示第51号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ（ノートブック型） 117台 (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成25年 1 月31日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社サイトー イ 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号 (4) 随意契約に係る契約金額 10,724,805円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	
道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
北海道選挙管理委員会告示第5号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成25年 3 月 1 日 北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史	